

平成30年度  
10月

# 「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習」実施要領

〒960-8061 福島市五月町 4 - 25

建設業労働災害防止協会福島県支部

TEL (024) 522 - 2266

FAX (024) 522 - 4513

<http://kensaibou-fukushima.jp/>

## 1. 講習の目的

労働安全衛生法第14条に基づき、木造建築物の組立て等の作業（建築基準法施行令第2条に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付の作業をいう）を行う場合は、都道府県労働局長登録教習機関が行う作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任して、その者に当該作業に従事する労働者に対する災害防止の指揮、その他定められた事項を行わせなければならないことになっています。

この講習は、建設業労働災害防止協会福島県支部が、福島労働局長登録教習機関（登録番号第65号）として実施するものであります。

## 2. 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者（注）。
- (3) その他厚生労働大臣が定める者（職業能力開発促進法（旧職業訓練法）等に基づく所定の訓練を修了した後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。）（別表2参照）（注）
- (4) 上記の(1)、(2)、(3)の経験年数は満18才に達してからの経験年数となります。

（注）・(2)、(3)該当者は、卒業又は修了を証するものの写を講習申込み時に添付して下さい。

・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者（組合や元請け又は同業者等）から、証明を頂いて下さい。

## 3. 講習日時・会場

平成30年10月17日(水)～18日(木)(2日間)、受付午前8時15分、開始午前8時45分

郡山建設会館（郡山市台新1丁目33-5）

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

## 4. 講習科目・時間

木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識（7時間）、工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識（3時間）、作業員に対する教育等に関する知識（1.5時間）、関係法令（1.5時間）

## 5. 修了試験

筆記試験で試験時間は1時間。

## 6. 修了証

所定の全科目（時間）を受講し、かつ修了試験に合格した方には、「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了証」が交付されます。

## 7. 申込み受付期間・定員

平成30年9月3日(月)～10月5日(金)

申込み順で定員80名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

## 8. 受 講 料

	①	②	③	④
講習区分	全科目を受講する者	一部科目免除者(別表1参照)		
		①型枠支保工の組立て者②足場の組立て等③建築物等の鉄骨の組立て等④鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	④木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第1条、第1号～第4号及び第6号に該当するもの⑤職業能力開発促進法施行規則に基づく建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者の⑥職業能力開発促進法施行令に基づく建築大工又はとびに係る1級、2級の技能検定合格者	とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
	学科13時間	学科8.5時間	学科3時間	学科1.5時間
受講料	9,100円	7,480円	5,860円	3,700円

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料返還)は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

## 9. 一部科目免除者

一部科目免除者(8.及び別表1参照)に該当する方は、その資格を有することを証する修了証等の写(コピー)を予約申込みの際に添付して下さい。

## 10. 受講申込み方法・受講者への通知

### (1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日までに手続きを完了**して下さい。

**手続き未了の場合は受講できません**のでご注意願います。

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申込んで下さい。

(予 約) 申込書に記入し、FAX・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込み完了) **受講料の入金確認をもって申込み完了**となります。

### (2) 受講申込み者への通知

受講申込み者(事業所で申込んだ場合は事業所)へは、**受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります**。申請書用紙の所定の欄に記入捺印(注)及び写真(注)(ポラロイド・カラーコピーは不可)2枚をのりづけし、**未記入箇所が無い**か確認してから、講習当日会場受付に提出して下さい。(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。**記載された内容で修了証を作成**しますので、誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。)

(注)・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者(組合や元請け又は同業者等)から、証明を頂いて下さい。

・写真の裏面に受講番号、氏名を記入し「のりづけ」の方法に注意して下さい。

## 11. 注 意 事 項

- (1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。
- (2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- (3) 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。
- (4) テキストは、学科講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。
- (5) 講習会場は駐車場に限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。
- (6) 講習会場付近には食堂がないので、**また講習終了時まで駐車場から車は出せません**から、出来るだけ昼食を持参して下さい。

別表 1 技能講習科目の受講の一部免除

免除を受けられる者	免除科目
(区分②) 1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識  作業者に対する教育等に関する知識
(区分③) 1. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程、第1条第1号から第5号に掲げる者(別表2参照) 2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。) 3. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識  工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
(区分④) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識  工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識  作業者に対する教育等に関する知識

※申込書はコピーしてお使い下さい。

切 り 取 り

**木建**

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習申込書

10月(郡山)

※経験年数の月数は切捨てです。2年11ヶ月の場合は2年となり証明書(写)等が必要です。

氏名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	氏名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	
	昭平	年				昭平	年			
	昭平	年				昭平	年			
所属事業所	名称					事務担当者氏名				
	所在地	〒( ) TEL ( ) - FAX ( ) -								

※印は記入しないで下さい。

## 別表2 受講資格(3)

### 技能講習規程第1条

1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者
2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住環境科の訓練を修了した者
3. 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木造軸組についての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）
4. 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われるもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
5. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者及びとび科の訓練を修了した者にあつてはこれらの訓練において木造軸組についての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者及びプレハブ建築科の訓練を修了した者にあつてはこれらの訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）

## 会場案内図

### 郡山会場

